

雑所得と確定申告

「雑所得」は、所得税法上の課税区分の一つで、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、山林所得や退職所得のいずれにも当てはまらない所得が、雑所得とされます。

最近話題の仮想通貨の一種ビットコイン等の売買の取引で生じる損益は原則雑所得に区分され課税対象となります

例えば以下のような収入が雑所得になります。

- 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）
- 先物取引での収益、外国為替証拠金取引（FX）での収益など
- 副業書いた記事の原稿料や印税、講演料
- インターネットオークション等の売却収入
- 個人年金保険の年金

雑所得の確定申告（給与所得者の場合）

給与所得・退職所得を除く雑所得収入が20万を超えるときは確定申告をする必要があります、20万以下の場合には不要です。

取引内容等を証明するような書類の添付は必要ないですが、後々税務署等から指摘を受けた際にきちんと証明できるように入出金明細や取引履歴がわかるものを保管しておきましょう。

ただし、雑所得が20万円を下回っていても下記の場合はすべての申告をする必要があるため注意しなければなりません。

- ・医療費控除等の適用を受ける場合
- ・ふるさと納税等で確定申告が必要な場合